

省令の改正について

(ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者並びに設置工事事業者に係る部分)

平成18年10月16日
保安課
ガス安全課
液化石油ガス保安課

・半密閉式ガス瞬間湯沸器に係る消費者に対する周知の充実

半密閉式ガス瞬間湯沸器(ただし、不完全燃焼防止装置が備えられていないものに限る。)について、当該機器を使用している消費者に対する周知を行う頻度を年1回に高めることとする。(年内目途に実施)

1. 都市ガス事業における対応

ガス事業法第40条の2第1項の規定により、ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、消費者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知することを義務づけられている。周知頻度は、同施行規則第106条第2号において、消費者が保有している消費機器の種類ごとに定められている。

半密閉式ガス瞬間湯沸器については、現在、3年度に1回以上の周知が義務づけられているところ、新たに毎年度1回以上、消費機器の特性に応じた注意事項に関する周知を義務づけることとする。(別紙参照)

2. LPガス事業における対応

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)施行規則第38条の規定により、不完全燃焼防止装置が装着されていない半密閉式ガス瞬間湯沸器については、既に、周知を1年に1回以上行うよう義務づけられており、本事項に関する改正は不要。

3. 今後のスケジュール

10月下旬 パブリックコメント受付開始

11月下旬 パブリックコメント受付終了・提出意見の検討

12月中 省令公布(その後、一定の周知期間を経たのち施行する)

・ガス消費機器メーカーに対する事故報告の義務づけ

ガス事業法及びLP保安法に基づくものとして、ガス消費機器に係る事故が発生した場合の経済産業省への事故報告を、ガス事業者及びLPガス事業者のみならず、ガス消費機器メーカーに対しても義務づけることとする（報告先は、経済産業省本省。）。その際、LPガス事業者からの事故報告については、都道府県のほか、直接、経済産業省（産業保安監督部）に対する報告を義務づけることとする。また、事故報告の事項について、メーカー名、型式等を追加することとする。なお、ガス消費機器に係る事故が発生した場合に、警察、消防による調査が行われ、事故原因についての報告が完結しない場合等に備えるため、ガス事業者及びLPガス事業者、メーカーに対する追加的な報告を求めることとする。（年内目途に実施）

1．都市ガス事業における対応

都市ガスについては、ガス事業法施行規則第112条において、事故報告に関する事項が定められている。ガス事業者による事故報告は、事故の発生を知ったときから24時間以内に提出する「速報」と同30日以内に提出する「詳報」に分けられており、いずれも国に直接提出することとされている。今回の改正では、「速報」及び「詳報」のそれぞれの報告事項に、事故の発生日時、場所及び概要等に加え、メーカー名、型式等を追加することとする。

2．LPガス事業における対応

LPガスについては、一般法である高圧ガス保安法第63条第1項において、LPガス販売事業者は都道府県への事故報告、報告を受けた都道府県は同法第74条第4項により国への報告が義務づけられている。加えて今回の改正では、液化石油ガス保安規則を改正し、消費設備に関する重大事故については、その影響に鑑み、国に直接報告することを義務づける。また、LPガス販売事業者からの報告事項に、当該消費機器のメーカー名、型式等を追加する。

LPガス販売事業者から国に対する直接の事故報告の概要（新設）

報告の対象となる事故

消費設備（液石法第2条第5項）に係る事故で、次に掲げるもの
消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

報告事項

事故の発生日時、場所及び概要
消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月

報告の方法

電話、ファクシミリその他適当な方法

3．両ガス事業共通の対応

追加的な報告徴収については、既に規定がある（ガス事業法第46条、高圧ガス保安法第61条第1項・同第63条第2項）ことから、今後はこれらの規定に基づ

いて積極的な事故原因の究明に努める。

4．今後のスケジュール

10月下旬 パブリックコメント受付開始

11月下旬 パブリックコメント受付終了・提出意見の検討

12月中 省令公布（その後、一定の周知期間を経たのち施行する）

・ガス事業者及びLPガス事業者による排気扇の作動点検の実施

半密閉式ガス瞬間湯沸器（強制排気式に限る。）のうち特定の機種について、排気扇が確実に作動することを使用時の技術基準として要求することとし、ガス事業者及びLPガス事業者によるガス消費機器の点検の際の調査事項に、かかる作動点検を追加することとする。

1．都市ガス事業における対応

ガス事業法第40条の2第2項により、ガス事業者は、経済産業省令で定める調査項目について、消費者が保有する消費機器が設置時の技術基準に適合しているかどうかの調査（点検）を義務づけられており、具体的な調査方法は、同施行規則第107条に定められている。

今回の改正では、ガス事業者による調査方法（規則第107条）等を改正し、強制排気式の燃焼器で告示で定める特定のものについて、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されることを確認することをガス事業者に義務づけることとする。

なお、告示で定める特定の機種は、今回問題となったパロマ工業（株）と類似するものとして、次に掲げる全ての条件に適合するものを選定することとする。また、点検方法は機種により異なることから、当該機種の製造事業者と協力し、点検マニュアルを整備する。

告示で定める特定の機種を選定する基準
逆風止め上部に、排気を強制的に排出する扇（ガス機器本体に内蔵されるものに限る。）を取り付けているもの 排気が逆流し、逆風止めから排気が溢れた場合に、温度を検知して作動するバイメタル式の排気溢れ防止装置を有するもの 機器の点火に交流電源を使用しない、圧電自動点火装置を有するもの

2．LPガス事業における対応

液石法第27条等により、LPガス販売事業者等（注）は、ガス事業者と同様に、経済産業省令で定める調査項目について、消費者が保有する消費機器が設置時の技術基準に適合しているかどうかの調査（点検）を義務づけられており、具体的な調査方法は、同施行規則第37条に定められている。

今回の改正では、1．と同様の措置を行い、強制排気式の燃焼器のうち特定のものについて、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されることを確認することをLPガス販売事業者等に義務づけることとする。

（注）LPガス販売事業者から保安業務の委託を受けた保安機関を含む。

3．今後のスケジュール

10月下旬 パブリックコメント受付開始

11月下旬 パブリックコメント受付終了・提出意見の検討

12月中 省令公布（その後、一定の周知期間を経たのち施行する）

・ガス消費機器に係る帳簿の保存期間の延長等

ガス消費機器に係る調査に係る帳簿の保存期間について、調査の間隔に応じた期間に改めることとする。また、調査に係る消費機器について、メーカー名、型式、製造年月日等を帳簿に記載させることとする。(年内目途に実施)

1. 都市ガス事業における対応

ガス事業法第40条の2第5項の規定により、ガス事業者は点検業務(調査)に係る帳簿の保存を義務づけられており、具体的な記載事項及び保存期間はガス事業法施行規則第110条により定められている。

今回の改正では、帳簿の保存期間を3年間から次回調査時までに変更するとともに、消費者の所有する消費機器の保安状況をより適切に把握するため、本帳簿の記載事項に「調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称」、「調査に係る燃焼器の型式及び製造年月」及び「不在等により調査を行うことができない場合は、需要家宅を訪問した年月日」を追加する。

帳簿の記載事項 (保存期間は次回調査時まで)
A. 調査に係る消費機器の所有者または占有者の氏名または名称及び住所
B. 調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称
C. 調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
D. 調査年月日
E. 調査の結果
F. 技術基準不適合の通知をしたときは、その年月日および内容
G. 調査員の氏名
H. 不在等により調査を行うことができない場合は、需要家宅を訪問した年月日

(注) 下線部は今回追加・改正部分

2. LPガス事業における対応

液石法第81条の規定により、LPガス販売事業者等(注)は点検業務(調査)に係る帳簿の保存を義務づけられており、具体的な記載事項及び保存期間は液石法施行規則第131条により定められている。

今回の改正では、本記載事項に「調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称」及び「調査に係る燃焼器の型式及び製造年月」を追加する。また、委託を受けた保安機関に対しては、調査結果等の帳簿を次回調査まで保存する義務が課されているが、LPガス販売事業者自らが当該調査を行った場合の取扱が明文化されていないことから、これを次回調査時までと明確化する。

(注) LPガス販売事業者から保安業務の委託を受けた保安機関を含む。

帳簿の記載事項

(保存期間は原則2年。ただし、燃焼器に係る調査項目については次回調査時まで)

- A. 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- B. 定期消費設備調査を行った者の氏名
- C. 定期消費設備調査の結果
- D. 調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称
- E. 調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
- F. 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容
- G. 定期消費設備調査又は通知の年月日
- H. 不在等により調査を行うことができない場合は、需要家宅を訪問した年月日

(注) 下線部は今回追加・改正部分

3. 今後のスケジュール

- 10月下旬 パブリックコメント受付開始
- 11月下旬 パブリックコメント受付終了・提出意見の検討
- 12月中 省令公布(その後、一定の周知期間を経たのち施行する)

・緊急時におけるガス消費機器調査の実施の義務づけ

ガス消費機器を使用する者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認める場合に、ガス事業者及び LP ガス事業者に対し、調査を行うことを求めることができるよう制度を整備することとする。(年内目途に実施)

1. 都市ガス事業における対応

ガス事業法第40条の2第2項により、ガス事業者は、経済産業省令で定める調査項目について、消費者が保有する消費機器が設置時の技術基準に適合しているかどうかの調査(点検)を義務づけられており、具体的な調査方法は、同施行規則第107条に定められている。都市ガスについては、同条第3号の規定により、既に緊急時の調査が義務づけられており、本事項に関する改正は不要。

(参考) ガス事業法施行規則第107条第3号

三 経済産業大臣が消費機器を使用する者の生命又は身体について当該消費機器の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

2. LPガス事業における対応

液石法第27条等により、LPガス販売事業者等(注)は、ガス事業者と同様に、経済産業省令で定める調査項目について、消費者が保有する消費機器が設置時の技術基準に適合しているかどうかの調査(点検)を義務づけられており、具体的な調査方法は、同施行規則第37条に定められている。

しかしながら、緊急時におけるガス消費機器調査に関する条項は設けられていないため、今回の改正では、液石法施行規則第37条を改正し、ガス事業法施行規則と同様の条項を設けることとする。

(注) LPガス販売事業者から保安業務の委託を受けた保安機関を含む。

3. 今後のスケジュール

10月下旬 パブリックコメント受付開始

11月下旬 パブリックコメント受付終了・提出意見の検討

12月中 省令公布(その後、一定の周知期間を経たのち施行する)

・不正な安全装置の改造にかかる工事の禁止

不正な安全装置の改造が行われないようにするため、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に係る特定工事に安全装置の変更に係る工事を追加することとする。(年内目途に実施)

1. 都市ガス事業・LPガス事業における対応

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(以下「特監法」という。)施行規則第3条の規定により、消費機器のうち構造、使用状況等からみて設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生のおそれが多いもの(特定ガス消費機器)の設置又は変更の工事(特定工事)を事業として行う者は、特定工事の施工時に有資格者が工事の監督をすることを義務づけている。

一方、特定ガス消費機器の工事であっても、同施行規則第2条において「軽微な工事」として位置づけられているものは、特定工事とはならず、有資格者による監督が不要とされている。

今回の改正では、同施行規則第2条を改正し、告示で定める安全装置の機能の変更を伴う工事を「特定工事」として再定義することにより、これを有資格者の監督下で行うことを義務づける。

また、設置時の基準であるガス事業法施行規則第108条及び液石法施行規則第44条を改正し、告示で定める安全装置の機能を喪失させる設置又は変更の工事を禁止する。

	措置
安全装置の機能の変更を伴う工事	特監法の有資格者の監督下で行うことを義務づける
安全装置の機能を喪失させる工事	禁止

2. 今後のスケジュール

10月下旬 パブリックコメント受付開始

11月下旬 パブリックコメント受付終了・提出意見の検討

12月中 省令公布(その後、一定の周知期間を経たのち施行する)

ガス消費機器に関する周知・調査の制度

	設置場所	消費機器の種類	周知期間		調査期間
			通常周知	特別周知	
ガス湯沸器	屋内	開放式	3年度ごとに1回	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎年度1回以上(注1)(注2)	40月に1回以上(注1)
		半密閉燃焼式 (強制排気式)		なし	40月に1回以上(注1)
		半密閉燃焼式 (自然排気式)		ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び3年度ごとに1回以上(注1)	40月に1回以上(注1)
		密閉燃焼式		なし	40月に1回以上(注1)(注3)
	屋外	なし		40月に1回以上(注1)(注3)(注4)	
ガス風呂釜	屋内	半密閉燃焼式 (強制排気式)	なし	40月に1回以上(注1)	
		半密閉燃焼式 (自然排気式)	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び3年度ごとに1回以上(注1)(注5)	40月に1回以上(注1)	
		密閉燃焼式	なし	40月に1回以上(注1)(注3)	
	屋外	なし	40月に1回以上(注1)(注3)(注4)		
		なし	40月に1回以上(注1)(注3)(注4)		

(注1) 不完全燃焼防止装置が装着されているものは不要

(注2) ガス瞬間湯沸器に限る

(注3) 密閉燃焼式のものについては、特監法第6条の表示が付されているものは不要

(注4) 排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分を有するものに限る

(注5) 浴室内に設置されたものであって排気筒に排気扇が接続されていないものは、ガスの使用を受け付けたとき及び毎年度1回以上

周知すべき事項

通常周知	<ul style="list-style-type: none">・ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項（規則第106条第1号イ）・ 消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項（規則第106条第1号ロ）・ ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項（規則第106条第1号ニ）・ その他ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項（規則第106条第1号ト）
特別周知	<ul style="list-style-type: none">・ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項（規則第106条第1号ハ）・ その他ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項（規則第106条第1号ト）

